

教 育 委 員 会 定 例 会 次 第

日時：令和2年4月24日（金）午後1時10分～

会場：富士川町教育文化会館 3階会議室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の指名

4 教育長の報告

5 議 題

議案第19号 教育長の職務の代理に関する規則

議案第20号 富士川町中学校文化部活動ガイドラインの制定について

6 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症による教育委員会の影響について
- (2) 令和元年度町民会館の利用状況について
- (3) 令和元年度トレーニング室の利用状況について
- (4) 学校給食センター調理等業務プロポーザル結果について

7 協議事項

- (1) 令和2年度学校給食費補助金減免申請状況について
- (2) 令和3年度県教育施策並びに予算に関する要望について

8 その他

9 今後の日程について

- (1) 峡南教科用図書採択地区協議会について

10 閉 会

1、教育委員会職員辞令交付式について

4月1日付けの人事異動により、教育委員会職員の辞令交付及び教育総務課、生涯学習課の会計年度任用職員の発令通知を交付いたしました。

○転入

教育総務課	総務学校担当リーダー	志村 豪 (産業振興課)
	総務学校担当	成島美里 (採用)
生涯学習課	課長	依田正紀 (産業振興課)
	課長補佐兼社会体育担当リーダー	依田文哉 (財務課)
	社会教育担当	折居 恵 (福祉保健課)
	社会体育担当	市川晃平 (上下水道課)

○転出

税務課	課長	深澤千秋 (生涯学習課長)
福祉保健課	障害福祉担当リーダー	三好 健 (教育総務課総務学校担当)
福祉保健課	障害福祉担当	渡辺裕太 (教育総務課総務学校担当)
政策秘書課	広報広報担当リーダー	石坂裕樹 (生涯学習課社会体育担当)
福祉保健課	介護保険担当	鶴田賢人 (生涯学習課社会体育担当)
子育て支援課	児童支援担当	斉藤麻貴 (生涯学習課社会教育担当)

○会計年度任用職員

教育総務課	事務職員、町単講師、支援員、調理員等	56人
生涯学習課	社会体育・教育及び社会教育施設管理人等	6人

2、管内小中学校の入学式について

管内小中学校の入学式については、4月6日に小学校が、7日に中学校において行われました。新型コロナウイルス感染症対策のため、規模の縮小・時間の短縮を図る中で実施いたしました。

各校の入学児童生徒数は、次のとおりです。(別紙参照)

○増穂小学校	95人 (546)	○増穂中学校	92人 (314人)
○増穂南小学校	2人 (19人)	○鯉沢中学校	22人 (73人)
○鯉沢小学校	13人 (94人)		
※小入学児合計	110人	※中入学生合計	114人
※小学校児童数	659人	※中学校生徒数	387人 合計 1,046人

3、支援学級の設置について (学級編成は別添のとおり)

増穂小学校	3学級 (知的5人 自閉・情緒14人)
鯉沢小学校	1学級 (自閉・情緒2人)
増穂中学校	3学級 (知的1人 自閉・情緒5人 難聴1人)
鯉沢中学校	2学級 (自閉・情緒1人 難聴1人)
知的6人、自閉・情緒22人、難聴2人	合計 30人

4、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の本町における主な経過は次のとおりです。

- ・町内小中学校については、4月6日に2学期を開始し、入学式・始業式を実施したものの、8日午後から再び臨時休業を22日まで行うことし、さらに、5月6日まで延長することとしています。
- 再開については、来週の動向によるところです。
- ・生涯学習課関係については、体育施設の貸出し禁止、社会教育施設の休業、町民会館の利用制限等行ってきましたが、緊急事態宣言区域拡大以降、すべて休業としております。
- ・各種団体については、定期総会が開催できない状況から、現在書面による決議等を実施しているところです。

5、スポーツ少年団入団者等

令和2年度のスポーツ少年団入団者、指導者は別添のとおりです。

なお、本年度の入団式については、新型コロナ感染対策の影響により、各単位団により実施することといたしました。

富士川町学校別児童生徒数

令和2年4月23日現在

学校	増穂小学校				特支 (内数)		増穂南小学校		蹴沢小学校		特支 (内数)		小学校合計		増穂中学校		特支 (内数)		蹴沢中学校		特支 (内数)		中学校合計			
学年	クラス	男	女	計	男	女	男	女	計	男	女	男	女	計	男	女	男	女	計	男	女	男	女	計		
1	123	47	48	95	B4	1	1	2	5	8	13	B1	53	57	110	130	47	45	92	A1 B3	12	10	22	59	55	114
	223																									
	322																									
	423																									
2	121	33	28	61		3	0	3	5	5	10		41	33	74	128	56	55	111	B1	17	14	31	73	69	142
	221																									
	319																									
	428																									
3	129	36	49	85	B2	2	1	3	8	9	17		46	59	105	128	64	47	111	B1	14	6	20	78	53	131
	228																									
	328																									
	428																									
4	134	46	56	102	A2 B3	0	3	3	12	2	14	B1	58	61	119											
	234																									
	334																									
	428																									
5	129	46	41	87	B1	2	1	3	9	11	20		57	53	110											
	229																									
	329																									
	429																									
6	129	55	61	116	A2 B2 B1	2	3	5	13	7	20		70	71	141											
	228																									
	330																									
	429																									
合計		263	283	546	A4 B12 B2	10	9	19	52	42	94	B1 B1 B1	325	334	659		167	147	314	A1 B5	43	30	73	210	177	387

31
27
30
28

支援Aは知的障害学級児童数
支援Bは自閉症・情緒障害学級児童数
支援Cは視覚障害学級児童数
支援Dは聴覚障害学級児童数
支援Eは肢体不自由児童数
支援Fは病弱・身体虚弱児童数

男子	女子	総計
535	511	1,046

令和2年度 スポーツ少年団入団者数・指導者数

令和2年4月13日現在

No.	団 名	団 員 数	指 導 者 数	備 考		
1	富士川剣道スポーツ少年団	11	15	団員	男 7	女 4
2	サッカースポーツ少年団	62	8	団員	男 60	女 2
3	水 泳 ス ポ ー ツ 少 年 団	6	6	団員	男 4	女 2
4	柔 道 ス ポ ー ツ 少 年 団	3	4	団員	男 1	女 2
5	バレーボールスポーツ少年団	3	5	団員	男 2	女 1
6	増穂バドミントンスポーツ少年団	7	5	団員	男 0	女 7
7	少林寺拳法スポーツ少年団	3	9	団員	男 1	女 2
8	富士川女子ミニバスケットボールスポーツ少年団	25	6	団員	男 0	女 25
	増穂男子ミニバスケットボールスポーツ少年団	13		団員	男 13	女 0
9	鰐沢バドミントンスポーツ少年団	27	11	団員	男 12	女 15
10	富士川野球スポーツ少年団	22	7	団員	男 22	女 0
11	ソフトテニススポーツ少年団	52	15	団員	男 38	女 14
12	卓 球 ス ポ ー ツ 少 年 団	19	12	団員	男 11	女 8
	単 位 団 合 計	253	103	団員	男 171	女 82

月 日	時 間	場 所	内 容
3月26日	9:00	教育文化会館	給食センター調理委託業者プロポーザル
29日	14:00	ますほ文化ホール	ジュニアクワイア音楽会(中止)
31日	17:30	役場会議室	退職者離任式
4月1日	8:30	役場会議室	役場職員辞令交付式及び年度始め式
"	16:00	教文館	教育委員会関係辞令交付式(規模縮小)
2日	9:00	教文館	着任教職員と教育委員の顔合わせ会(中止)
6日		南小・鰺小・鰺中	始業式
"	10:00	各小学校	入学式(規模縮小)
"		増中	始業式
7日		増小	始業式
"	9:30	各中学校	入学式(規模縮小)
"	18:30	いち柳	校長教頭歓送迎会(中止)
8日	9:00	青洲高校	青洲高校竣工式・入学式(中止)
"	9:30	教文館	学校経営研究会
10日	9:30	ふじかわ分校	わかば支援学校ふじかわ分校入学式(規模縮小)
13日	16:30	教文館	教育事務所及び管理主事地教委訪問(延期)
15日	19:30	町民会館	スポーツ協会常任理事会(書面決議)
17日	14:20	鰺沢小	鰺沢小PTA総会(中止)
21日	19:30	町民会館	青少年関係団体総会(書面決議)
22日	11:00	富士川町民会館	峡南地教委連理事会(書面決議)
"	13:30	富士川町民会館	峡南地教委連定期総会(書面決議)
"	19:30	町民会館	スポーツ協会定期総会(書面決議)
24日	10:00	町議場	臨時町議会
"	13:10	教文館	定例教育委員会
5月28-29日		関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会(中止)	

議案第19号

教育長の職務の代理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第13条第2項に基づき、教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたとき、教育長に代わってその職務を行う者(以下「職務代理者」という。)の指名及びその他必要な事項について定めるものとする。

(指名)

第2条 教育長は、教育委員会の会議において、委員の中から職務代理者を指名するものとする。

2 教育長は、前項の指名を行ったときは、その結果を教育委員会の会議に報告するものとする。

(委任)

第3条 職務代理者は、具体的な事務の執行等自ら教育委員会事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合には、その職務を教育総務課長に委任し、又は教育総務課長をして臨時に代理させることができる。

2 前項に規定する委任する、又は臨時に代理させることができる職務は、富士川町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(平成22年富士川町教育委員会規則第6号)に規定する事項とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 20 号

富士川町

中学校文化部活動ガイドライン



令和 2 年 4 月

富士川町教育委員会

■目 次

1 ガイドライン策定の趣旨等	1
2 適切な運営のための体制整備	5
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	7
4 適切な休養日等の設定	8
5 学校単位で参加する大会等の見直し	9
6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	10
7 その他	11

1 ガイドライン策定の趣旨等

本ガイドラインにおける「文化部活動」とは、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられており、また、本ガイドラインに先行して運動部ガイドラインが策定されていることから、本ガイドラインの対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

- (1) 学校部活動については、その在り方に関する近年の様々な議論を踏まえ平成30年3月、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「スポーツ庁ガイドライン」とする。)がスポーツ庁により策定された。運動部ガイドラインの策定に際しては、学校部活動全体に関わる課題を中心に検討が進められたが、スポーツ固有の課題も含めて議論が行われたことを踏まえ、スポーツ庁ガイドラインにおいては、運動部活動を対象とすることとされた。一方、文化部活動については、運動部ガイドラインの策定に際して発出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について(依頼)」の通知において、当面、「文化部活動の特性を踏まえつつ、運動部ガイドラインに準じた取扱い」を文化庁が依頼しているところである。

また、山梨県においては、スポーツ庁が策定した「スポーツ庁ガイドライン」を基に、生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、平成30年3月に「やまなし運動部活動ガイドライン」を策定した。

- (2) 学校部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は大きい。一方、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあり、生徒の生活全体を見渡して学校教育の一環として教育課程との関連が図れるように留意することや、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

- (3) 文化部活動は、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方など極めて多様である。例えば、生徒のニーズを見ても、自らの目標を達成

する活動として積極的に関わったり、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高めたりする居場所として大切にしている生徒、中には部活動をきっかけに、将来にわたり芸術文化等に積極的に取り組む者もいる。

(4) 学校部活動への過度の負担は、教育課程の実施上の悪影響も想定されるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、文化部活動の活動時間は設定されるべきものと考えられる。さらに、自ら表現するだけでなく、鑑賞するなどの幅広い活動機会を通して、音楽的な見方・考え方や造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化、美術、美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成するためには、学校内だけでなく、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設と連携を図り、それらの施設や文化財などを積極的に活用することも重要である。

(5) 学校部活動については、運動部活動・文化部活動を通じて考えるべき課題とともに、それぞれの特質を踏まえて検討すべき課題があるが、上記のような状況を踏まえた上で、「富士川町中学校運動部活動ガイドライン」に定めた内容をベースとして取り進めることとした。

(6) 本ガイドラインは、義務教育である中学校の文化部活動を主な対象と生徒にとって望ましい学校部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

① 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになること。

② 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

(※) 中学校の学習指導要領の総則においては、部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」とあるように、同好の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、こうした学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう、留意する必要がある。

③ 学校全体として文化部活動を含む学校部活動の指導・運営に係る体制を

構築すること。

④ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

(7) 富士川町教育委員会や学校は、本ガイドライン及び「富士川町中学校運動部活動ガイドライン」に則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

(8) 文化庁では、平成30年6月に、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」を設置し、「スポーツ庁ガイドライン」の対象とはしなかった文化部活動について、その特性を踏まえながら、学校部活動一般の在り方についても留意しつつ、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「文化庁ガイドライン」とする。）を策定し、これを踏まえた活動方針の策定を都道府県教育委員会及び市町村(組合)教育委員会等に求めた。

以上のことから、富士川町教育委員会では、管内中学校を対象とし、生徒にとって望ましい文化部活動の環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、富士川町教育委員会及び学校における体制整備等を推進するため、「富士川町文化部活動ガイドライン」を策定することとする。

本ガイドラインに沿って、学校、文化部顧問教員及び部活動指導員（以下「文化部顧問」という。）が、文化部活動での運営や具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善を進め、それぞれ学校の特色を生かした取組を行うことにより、文化部活動を一層充実させていく必要がある。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

校長及び文化部顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。

- ◆ 校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドラインに則り、毎年度「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆ 運動部顧問は、「学校の文化部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

〔公表する場の設定例〕

- ・ P T A 総会等で学校経営方針及び運動部活動方針等とともに、文化部活動に係る活動方針を説明する。
- ・ 学校の文化部活動に係る活動方針をホームページ等へ掲載する。
- ・ 授業参観や学級懇談会など、全校の保護者が集まる機会に、文化部活動毎の懇談会等を設定して、活動計画について説明を行い、保護者への理解と協力を求める。

「文化部活動に係る活動方針」記載事項（例）

- ☐ 目標 ☐ 活動日及び活動時間 ☐ 設置部活動
- ☐ 文化部の顧問（教員、部活動指導員、外部指導者）
- ☐ 年間計画 （休養日を明記するなど）
- ☐ 組織図（学校運営組織図に文化部活動顧問会議等を位置付けるなど）

（２）指導・運営に係る体制の構築

- ① 教育委員会は、文化部顧問を対象とする文化部指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ② 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することとし、部活動指導員の任用・配置に当たっては、定期的に研修を行う。
- ③ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、文化部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の文化部活動を設置する。
- ④ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。
- ⑤ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑥ 体罰は、学校教育法第11条において禁じられている。校長、文化部顧問

等及び学校関係者は、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを根絶する取組を徹底する。また、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように指導することが必要である。

- ⑦ 教育委員会及び校長は、教員の適切な部活動指導の観点から、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑧ 教育委員会及び校長は、生徒の文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の文化団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、地域における文化環境整備を進める。
- ⑨ 教育委員会は、体験活動や公開講座、美術館・博物館の無料開館の高い文化芸術の鑑賞機会や地域の伝統文化に触れる機会等も活用しながら、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会の充実により一層努めていく。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ② 文化部活動の指導者は、休養を適切に取る必要があること、また、その活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する養護教諭、保健体育担当の教師等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

- ① 関係団体等は、その分野の普及の役割に鑑み、文化部活動における合理

的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成することが望ましい。

- ② 関係団体等は、上記の指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、町等と連携して、学校における活用を依頼し、普及を図る。
- ③ 文化部活動の指導者は、上記の指導手引等を活用して合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うことが望ましい。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。¹

- ◆学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期（大会等前4週間）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。）
- ◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

[留意点]

- ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・「きずなの日」は休養日とし、教員と生徒がふれあう時間を創出する。
- ・定期試験前後の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

[休養日等の設定例]

- ・土曜日及び日曜日に教育内大会やそれに準ずるコンクール・コンテスト等²へ出場する場合、翌週に休養日を設定する。
- ・夏季休業中は、5日間の長期休養期間を設定する。

- (3) 校長は、「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、文化

庁ガイドラインを踏まえるとともに、教育委員会が策定した方針に則り、各文化部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

1 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超え

る」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本ガイドラインでは、1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。）。

2 教育内大会やそれに準ずるコンクール・コンテスト等とは、「教員特殊業務手当の運用について（通知）」（教福第2213号 平成31年3月29日）の別表第2に示されている大会、コンクール及びコンテスト等

- （4）「運動部ガイドライン」では、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところである。一方、このように多様な文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息を取りながら進められるべきである。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

- （1）中学校の文化部活動に関わる全国組織及び中学校の文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者は、持続可能な文化部活動や大会等の在り方という観点から、学校単位だけではなく、単一の学校からの複数グループの参加や複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加など、多様な参加資格の在り方や、大会の規模もしくは夏休みなどの特定の時期に集中している日程等の在り方、学校職員以外の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。
- （2）全国レベルの関係団体においては、都道府県レベルの傘下組織において同

様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

- (3) 教育委員会は、学校の文化部が参加する大会やコンクール・コンテスト等の全体像を把握し、週末等に関催される様々な大会やコンクール・コンテスト等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- (4) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者、保護者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

- ① 校長は、学校部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。
- ② 具体的な例としては、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等に親しむ動機付けになるものが考えられる。例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部をつくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。
- ③ 町は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

- ① 教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ② 関係団体等は、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進

するとともに、設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、芸術文化等の各種活動の指導者等に対する研修等、指導者の質の向上に関する取組に協力する。

③ 町は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が各種活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

④ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

7 その他

- ・ 本ガイドラインは、令和2年4月1日から適用する。
- ・ 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、長期的には、従来の学校単位での活動から、一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- ・ 中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、学校外の様々な活動に参加することは、生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。
- ・ さらに、文化部活動の中には地域の中で活動をする例も多く、地域の人々との関わりにより、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、優れた地域文化や伝統の継承と新しい文化の創造を担う人材育成の契機ともなる。
- ・ 県では、平成30年12月に山梨県文化芸術基本条例を制定した。文化部活動は、子供たちが生涯にわたって芸術文化等に親しむ基礎を形成する意義を有するものであり、同様に、芸術文化以外の活動についても大きな意義を有するものである。学校内外において子供たちが芸術文化等に親しむ機会が今後とも確保されるよう、文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。

新型コロナウイルス感染症による教育委員会の影響について

1. 富士川町内の発生状況について

2. 県内小中学校の臨時休業の状況 (4/21 10:00時点)

別紙1のとおり

3. 教育委員会が所管する公共施設の状況

施設名	休館期間	備考
町民会館	4/20 (月) ～当面の間	
町民図書館	4/10 (金) ～当面の間	
ますほ文化ホール	4/10 (金) ～当面の間	
民俗資料館 (太鼓堂)	4/8 (水) ～当面の間	
富士川スポーツミュージアム	4/8 (水) ～当面の間	
殿原スポーツ公園	貸出中止 (当面の間)	
利根川テニスコート・ゲートボール場	貸出中止 (当面の間)	
ふれあいスポーツ公園	貸出中止 (当面の間)	
大法師スポーツ公園	貸出中止 (当面の間)	
学校体育館・グラウンド	貸出中止 (当面の間)	
ふれあい広域体育館	貸出中止 (当面の間)	
中部運動場・体育館	貸出中止 (当面の間)	
五開運動場・体育館	貸出中止 (当面の間)	
平林運動場・体育館	貸出中止 (当面の間)	
富士川いきいきスポーツ公園	貸出中止 (当面の間)	
富士川トレーニング室	休業 ～5/6 (水) まで	

4. まん延防止のための措置

令和2年4月16日、新型コロナウイルス感染拡大に対する非常事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大する指示を受け、山梨県教育委員会教育長から「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について」依頼がありました。

町教委では、この要請に基づき、管内小中学校に勤務する教職員に対して、時差出勤、在宅勤務への取り組みを要請するとともに、委員会職員についても、感染症まん延防止のための有給休暇の活用などを実施しております。

(別紙1)

新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時休業状況

令和2年4月21日 10時時点

		開始日		終了日	入学式	登校日	備考
1	甲府市	4月6日		5月6日	5月10日		
2	南アルプス市	4月6日		5月6日	5月10日	○	
3	甲斐市	4月6日		5月6日	5月10日		
4	中央市	4月6日		5月6日	5月10日		
5	昭和町	4月7日		5月6日	5月7日	○	
6	韮崎市	4月6日		5月6日	5月10日		
7	北杜市	4月9日		5月6日	済	○	
8	山梨市	4月9日	午後	5月6日	済		
9	甲州市	4月9日	午後	5月6日	済		
10	笛吹市	4月10日	午後	5月6日	済		
11	市川三郷町	4月8日		5月6日	済		
12	富士川町	4月8日	午後	5月6日	済		
13	早川町	4月11日		5月6日	済		
14	身延町	4月11日		5月6日	済		
15	南部町	4月11日		5月6日	済		
16	富士吉田市	4月16日		5月6日	済		
17	都留市	4月14日	午後	5月6日	済	○	
18	道志村	4月14日	午後	5月6日	済	○	
19	西桂町	4月14日	午後	5月6日	済	○	
20	忍野村	4月16日		5月6日	済		
21	山中湖村	4月16日	午後	5月6日	済	○	
22	鳴沢村	4月20日		5月6日	済	○	
23	富士河口湖町	4月16日		5月6日	済	○	
24	河口湖南中学校組合	4月16日		5月6日	済	○	
25	大月市	4月9日		5月6日	済		
26	上野原市	4月8日		5月6日	済	○	
27	小菅村	4月16日		5月6日	済	○	
28	丹波山村	4月8日		5月6日	済		

各市町村（組合）教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 殿
総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

山梨県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の
削減について（依頼）

令和2年4月16日に内閣総理大臣より、新型コロナウイルス感染拡大に対応する非常事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大する指示が出されたことを受け、知事から、県民に対する不要不急の外出自粛要請に基づき、危機感を持って所用の対策を講じるよう県教育委員会に強く要請がありました。

つきましては、市町村（組合）教育委員会におかれましては、下記の対策の徹底について管下の小・中学校に周知するとともに、国や県からの通知、最新の関連情報に基づき、万全を期して対応するようお願いします。

なお、教育事務所、総合教育センターにあっては、承知おき願うとともに、感染拡大防止に万全を期して対応ください。

記

第1 在宅勤務、時差出勤への取組

1 在宅勤務について

- 在宅勤務については、公務の運営に著しい支障のない限り、在宅勤務の積極的な活用を推奨します。

（例）在宅勤務をする教職員の計画一覧表を作成し、人との接触を7割程度削減することを目指した勤務体制を整える。

- 在宅勤務実施に必要な事前準備（在宅で実施可能な業務内容の整理等）を学校全体で検討し、在宅勤務として可能な業務を精選します。

（例）教職員の在宅勤務の例

(1) 児童生徒の学習支援のための準備

- ・ 今後の学習に役立つ家庭学習用のプリントの作成
- ・ 教科書を使った学習内容のポイントを解説した資料の作成
- ・ 分掌ごとの教育課程の見直し

(2) 自己研修

- ・ キャリアステージに応じた研修の実施
（文部科学省 e ラーニング、教職員支援機構の web 動画の活用など）
- ・ 教職員のチームごとの交流学习

- なお、データや書類の校外への持ち出しについては、「情報セキュリティ基本方針」等に基づき、所属長の許可を得たうえで行ってください。

(例) 教材研究や会議資料の作成等を自宅で行うために必要なデータや書類を持ち帰ったり、職場のパソコンに到達したメールを自宅に転送し、必要な情報を遅滞なく得られる状況をつくったりして在宅勤務の環境を整える。その際、パスワードを設定するなどしてセキュリティに十分に配慮する。

2 時差出勤について

- 不特定多数の者との接触を最小限に抑えるため、時差出勤の活用を奨励します。
- なお、時差出勤を実施する教職員は、所属長に申請を行うとともに、所属長は、実施する教職員の勤務状況を把握し、公務の運営に支障が生じないよう適正な運用に努めることとします。

(例) 出勤する教職員を午前、午後に分け、出勤後も、職員室だけでなく他の教室も使用しながら、「密閉」、「密集」、「密接」の3つの条件が重なることを回避し勤務する。

第2 感染症まん延防止休暇の活用

今般の新型コロナウイルス感染症対策の緊要性に鑑み、県立学校教職員においては、常勤・非常勤を問わず、教職員又はその親族が次に該当する場合は、「有給」の休暇取得を可能としました。各市町村（組合）教育委員会においても、県立学校教職員と同様に、常勤・非常勤を問わず、「有給」の取扱いとするとともに、休暇取得について配慮いただくをお願いします。

なお、(1)の規定において新型コロナウイルスに感染した場合及び(2)に該当する場合を除くいずれかの場合において、在宅勤務により勤務することができる場合には、原則として在宅勤務を行ってください。

- (1) 新型コロナウイルスに感染し、又は感染者との濃厚接触により新型コロナウイルスへの感染が疑われることにより、その出勤することが著しく困難であると認められる場合
- (2) 検疫法第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- (3) 教職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を都道府県知事から求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- (4) 教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

○山梨県教育庁義務教育課

055-223-1757

令和元年度 町民会館利用状況

(生涯学習課)

午前 9:00 ~ 12:00 午後 12:00 ~ 17:00 夜間 17:00 ~ 22:00		令和元年度計			【参考】平成30年度計		
		開館日数 295 日			開館日数 293 日		
		貸出数(日)	稼働率(%)	利用者数(人)	貸出数(日)	稼働率(%)	利用者数(人)
2 階 (会議室 1)	午前	74	25	1,795	71	24	2,003
	午後	95	32	1,985	81	28	1,305
	夜間	87	29	931	119	41	2,024
(会議室 2)	午前	121	41	3,292	110	38	3,796
	午後	152	52	3,517	132	45	2,781
	夜間	162	55	1,865	173	59	2,624
(会議室 3)	午前	52	18	2,437	80	27	2,752
	午後	74	25	2,685	76	26	1,987
	夜間	110	37	1,223	134	46	2,184
(調理実習室)	午前	52	18	1,490	66	23	1,981
	午後	34	12	1,048	44	15	1,595
	夜間	13	4	245	19	6	531
(子育て支援室 1・2)	午前	136	46	2,665	145	49	2,890
	午後	137	46	2,488	155	53	3,087
	夜間	189	64	1,995	216	74	2,467
(和 室)	午前	49	17	1,286	68	23	2,065
	午後	69	23	1,204	91	31	1,800
	夜間	81	27	691	127	43	1,559
3 階 (学 習 室)	午前	123	42	1,908	119	41	2,510
	午後	151	51	2,956	142	48	2,728
	夜間	132	45	2,047	181	62	2,912
(ホ ー ル)	午前	164	56	6,499	190	65	7,575
	午後	170	58	8,340	174	59	7,197
	夜間	179	61	6,123	207	71	8,618

稼働率50%以上

31,295

総合計

60,715

稼働率50%以上

34,480

総合計

70,971

施行規則

(使用料の減免)

第4条 (1) 官公署が公益を目的として行う事業

(2) 社会教育、社会体育及び社会福祉の向上を目的とする団体の事業

(3) その他町長が特に必要と認める団体の事業

トレーニング室の利用状況について

(令和元年度報告)

- ◎ 施設名 「ブルーアース MY-BODY 富士川」
 ◎ 営業時間 火～土曜日 10:00～21:00 (定休日は、月曜日)
 日曜日・祝日 10:00～19:00
 ※ 利用は16歳以上 20歳未満は保護者の同意が必要
 ◎ 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日 (5年間)

(令和2年3月末現在) ・会員 町内149人 町外143人
 (前年同期 町内173人 町外163人)

- ◎ サークット会員 149人 (男性 20人 女性 129人)
 ◎ ジム会員 143人 (男性 78人 女性 65人)
 合 計 292人 (男性 98人 女性 194人)

- ◎ 令和元年度中の利用状況 延べ17,910人 (平成30年度 20,976人)
 ◎ 令和元年度の営業日数 302日 (平成30年度 306日)
 ◎ 利用状況の男女比率 男女比率 (40%) (60%)
 利用状況 17,910人 (男性 7,189人 女性 10,721人)
 ◎ 1日平均の利用者数 約59人 (平成30年度 69人)

	(営業日数)	(延べ利用者数)	=	(男 性)	+	(女 性)
4月	24日	1,661人		678人		983人
5月	27日	1,778人		761人		1,017人
6月	25日	1,648人		642人		1,006人
7月	26日	1,799人		699人		1,100人
8月	24日	1,335人		523人		812人
9月	25日	1,584人		626人		958人
10月	27日	1,621人		612人		1,009人
11月	26日	1,459人		555人		904人
12月	23日	1,267人		500人		767人
1月	24日	1,479人		586人		893人
2月	25日	1,465人		559人		906人
3月	26日	814人		448人		366人
(合計)	302日	17,910人		7,189人		10,721人
(平成30年度 306日)		合計 20,976人		男性 7,800人		女性 13,176人

学校給食センター調理等業務プロポーザル結果について

○経過報告

企画提案書締切り 令和 2年 3月 6日 (木)

第1次審査 令和 2年 3月19日 (木)

第2次審査 令和 2年 3月26日 (木)

- ・企画提案書から第2次審査まで、応募者2社による審査

○審査委員

審査委員会設置要綱を制定した中で規定…10名

- ・地元住民(2名)……菰米区、小林区の区長
- ・学識経験者(4名)……各小中学校の栄養士や栄養教諭、校長会会長
- ・関係行政機関の職員(4名)……財務、町民生活、産業振興、教育総務の各課長

○審査結果

提出された企画提案書及び第2次審査におけるプレゼンによって審査

- ・提案価格、業務実績、技術力評価(プレゼン)の3種類の評価方法

3種類の方法を総合的に評価したところ、優先交渉権者として株式会社東洋食品を選定

- ・4月8日……審査結果を審査委員会から町長に報告
- ・4月9日……町長からプロポーザル審査結果を参加者に通知

○選定事業者の概要

株式会社東洋食品

- ・所在地……東京都台東区東上野1-14-4 野村不動産上野ビル4階
(山梨支店……甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル2階)

・調理等実績

現在、学校給食センター241カ所、学校調理場251カ所を受託
(規模的には、国内最多の受託実績)

・山梨県内の受託実績

学校給食センター4カ所、学校調理場7カ所

富士吉田市(H28)、山梨市(H30)、上野原市四方津調理場(H9)、中央市(H30)
河口湖南中、上野原小、千塚小、大國小、国母小、朝日小、東小

令和2年度 学校給食費当初調定及び学校給食費減免申請状況について

4～2月見込

R2.4.20現在

	当初調定		児童生徒のみ											
	人数	金額	児童生徒以外	児童生徒のみ	第一子	第二子	第三子	第四子						
増穂小学校	533	22,664,950	53	2,856,700	480	19,808,250	255	13,744,500	225	6,063,750	62	4	546	19,808,250
増穂南小学校	27	1,239,700	12	646,800	15	592,900	7	377,300	8	215,600	3	1	19	592,900
鯉沢小学校	109	4,797,100	27	1,455,300	82	3,341,800	42	2,263,800	40	1,078,000	12		94	3,341,800
増穂中学校	341	17,545,000	35	2,117,500	306	15,427,500	204	12,342,000	102	3,085,500	8		314	15,427,500
鯉沢中学校	87	4,719,000	14	847,000	73	3,872,000	55	3,327,500	18	544,500			73	3,872,000
	1,097	50,965,750	141	7,923,300	956	43,042,450	563	32,055,100	393	10,987,350	85	0	1,046	43,042,450

第一子 第二子 第三子以降

小学生月額徴収額	4,900	2,450	0
中学生月額徴収額	5,500	2,750	0

1. 一食単価は、小学校275円、中学校315円です

2. この当初調定額及び減免額は、月額徴収額を11回徴収した場合の金額です

3. 給食費は食数に合わせて清算を行うので、今年度末見込は上下の太枠の金額よりも、徴収額・減免額ともに減額の見込みです

	減免額合計		第一子		第二子		第三子		第四子		全員の 人数
	人数	金額			減免人数	金額	減免人数	金額	減免人数	金額	
増穂小学校	291	9,621,150	255	0	225	6,063,750	62	3,341,800	4	215,600	546
増穂南小学校	12	431,200	7	0	8	215,600	3	161,700	1	53,900	19
鯉沢小学校	52	1,724,800	42	0	40	1,078,000	12	646,800	0	0	94
増穂中学校	110	3,569,500	204	0	102	3,085,500	8	484,000	0	0	314
鯉沢中学校	18	544,500	55	0	18	544,500	0	0	0	0	73
	483	15,891,150	563	0	393	10,987,350	85	4,634,300	5	269,500	1,046

令和3年度県教育施策並びに予算に関する要望について

富士川町教育委員会

(要望事項)

○「特別支援教育」について

発達障害を持っていると思われる児童の割合が年々増加傾向にあり、大規模校においては、1クラスの人数に匹敵する数値となる。校内での共通理解を図り、教育のための環境づくり、実態把握等から個別の指導計画・支援計画を策定しなければならない特別支援コーディネータの任務は過重となっている。このため、過重解消のための加配教員及び特別支援教育支援員の増加配置を望みます。

○小規模学校における県費負担教員等の確保について

小学校における「教頭・教諭等の基本配置」については、学級数が2学級の場合、教頭を包含した教諭の配置数は「2」となり、本質的には教頭が一般教諭の職務をも行うこととなっている。この場合においては、事務職員や養護教諭の引き上げも同時に発生し、町が臨時的に養護教諭等の配置をしなければ、学校運営に支障をきたす状況となる。

町の厳しい財政状況を踏まえ、このような配置基準を見直し、県費を以って一般教諭・養護教諭・司書教諭の配置を望みます。

○スクールカウンセラーの配置について

いじめや不登校等の諸問題に対するきめ細かい指導を図るため、スクールカウンセラーを小学校へ常駐配置、配置時数を増やしていただくよう要望します。

○教職員の定数・人事管理について

学校給食現場では、食中毒防止、食物アレルギーの児童生徒に対する個別対応、食育食指導、地産地消を含む地場産物の普及など難題が山積しており、給食現場も著しく多忙な状況になってきているのが実情であります。栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、県独自の配置基準による体制を図っていただくよう要望します。

月 日	時 間	場 所	内 容
4月25日	16:00	町民体育館	スポーツ少年団入団式(各単位団で実施)
26日	10:00	町民会館	県下川柳大会(延期)
28日	10:00	教育文化会館	臨時校長会
"	14:40	増穂南小	増穂南小PTA総会(中止)
"	14:00	増穂小	増穂小PTA総会(中止)
"	14:00	鰍沢中	鰍沢中PTA総会(中止)
5月1日	15:00	増穂中	増穂中PTA総会(中止)
7日	19:30	鰍沢中	町PTA連合会総会(中止)
11日	9:30	教文館	校長会
17日		各地	山梨県スポーツレクリエーション祭
20日			ユネスコ協会総会(書面決議)
25日	10:00	教文館	定例教育委員会

令和2年度 峡南教科用図書採択地区協議会日程

令和3年4月 中学校教科書全面改訂

- 1 第1回峡南教科用図書採択地区協議会準備会（立ち上げ）
令和2年5月22日（金） 峡南地教委連第2回理事会終了後
早川町（予定）
※採択の方法についての確認
- 2 第2回峡南教科用図書採択地区協議会（結成会議）
令和2年6月17日（水）
早川町（予定）
※調査委員委嘱式・協議
第1回調査委員会
- 3 第3回峡南教科用図書採択地区協議会（選定）
令和2年7月22日（水）
早川町（予定）
※調査報告（委員長）・採択

8月中旬に、使用教科書需要数の報告 県へ

※令和2年度の事務局は、市川三郷町教育委員会

※協議会委員は、教育長が対応

※新型コロナウイルス感染症の今後の状況で変更の可能性あり